

頁	項目	誤	正
87-Q	141の問題文	グループ法人税制 納税単位及び事業年度	グループ通算制度 納税単位及び納税に用いた事業年度
108-A	179の解説文	<p>民法第587条によると、消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。そして、その消費貸借契約のうち金銭消費貸借契約が成立するには、以下の2つの条件が必要となる。</p> <p>(1) 借主が貸主に、同額を返還することを約束する（貸借りの合意）</p> <p>(2) 貸主から金銭を受け取る（目的物の交付）</p> <p>したがって、正解は (b) となる。</p>	<p>民法第587条によると、消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。また、受け取ったものは消費が可能であり、その所有権は借主に帰属する。そして、その消費貸借契約のうち金銭消費貸借契約が成立するには、以下の2つの条件が必要となる。</p> <p>(1) 借主が貸主に、同額を返還することを約束する（貸借りの合意）</p> <p>(2) 貸主から金銭を受け取る（目的物の交付）</p> <p>選択肢 (a) は、借り受けるものが金銭のみならず、その他のものまで記載している点が金銭消費貸借が成立する条件と異なっている。</p> <p>したがって、正解は (a) となる。</p>

※修正・削除・追加等を行った部分を赤字にて表記しております。